**別紙②**

**阿寒湖アイヌアーティストのブランド化事業業務委託**

**要求水準書**

**１　運営体制・実績**

**（１）業務実施体制と配置予定者の能力**

　　　　本事業を円滑に実施するための適切な実施体制、業務責任者、業務担当者等を確保していること。なお、業務責任者及び業務担当者は、国内外からの観光客の増加に向けたアイヌアート・商品のブランド化を実施するための十分な実績または能力を有する者が望ましい。

**（２）提案者の国内外における観光プロモーション事業の取扱実績**

　　　　アイヌ文化に関心の高い国内外の層に向けて、阿寒湖温泉におけるアイヌ民族の手仕事、舞踊、音楽等を伝承、実践するアーティストの効果的なプロモーションを行うほか、新たな商品開発・販売ルートの開拓を行い、アートや商品、そして阿寒湖アイヌコタンの更なるブランド化を図るとともに、アイヌ文化による阿寒湖温泉の観光振興を図るという事業目的を達成するために必要な実績と能力を提案者自体が有していること。

**２　委託業務内容**

**（１）企画概要**

1. 本事業の目的並びに「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」、「釧路市アイヌ施策推進地域計画」及び「第二期釧路市観光振興ビジョン」の趣旨を反映した実施方針とすること。
2. 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）及び「業種ごとの感染拡大防止ガイドライン」を踏まえたうえで、適切な事業構成及び実施スケジュールを立て実施すること。
3. 当該事業で作成した現コンセプトは原則踏襲すること。
4. 本事業において目指す２０２３年度（令和５年度）の到達点と、そこに向けての単年度毎の到達点を、作家及び一般社団法人阿寒アイヌコンサルン（以下、「コンサルン」という。）と必ず共有すること。
5. 事業の実施にあたっては、コンサルンと役割分担を明確にしたうえで連携し取り組むこと。
6. ホームページ、パンフレットなどにおいて、アイヌ文様の使用方法等については、コンサルンの確認を取ること。アイヌ文様はコンサルンが制作または提供するものを使用すること。これらの経費を計上すること。

※価格については下記⑦の「コンサルン認証事業　参考価格表」を参照

1. 商品開発を行う際、その商品を販売する権利を開発の相手方が持つ場合には、コンサルンがその商品の認証を行うことになるので、その経費を計上すること。

コンサルン認証事業　参考価格表：https://a-ainucon.com/wordpress/wp-content/themes/%E3%82%A2%E3%82%A4%E3%83%8C%E3%82%B3%E3%83%B3%E3%82%B5%E3%83%AB%E3%83%B3/img/price.pdf

1. 謝金を計上する場合は、「釧路市アイヌ施策推進事業における謝金等の取扱要領」に従うこと。

※「釧路市アイヌ施策推進事業における謝金等の取扱要領」については、事務局まで問合せること。

1. 提案事業者の事務費や旅費等の計上にあたっては、必要最低限とすること。
2. 以下（２）～（７）の業務を一体的に実施することで、効果的な事業展開とすること。

**（２）作家、商品を紹介するホームページの更新**

1. 現在公開中のホームページの構成、トーン＆マナーは原則踏襲し、かつ下記（３）業務で制作する動画、写真を活用し、ページの追加や更新をおこなうこと。

ホームページ：<https://akanainu-next.jp/>

1. 不足する写真データ等については、別途購入などにより対応すること。（市が所有する写真データも提供可能）
2. 現在公開中の「ＷＯＲＫＳ」ページについて、情報の更新や作品・商品の追加等を積極的に行い、更なる内容の充実を図ること。
3. 新たにページの追加や更新を行う際は、スマートフォンやタブレットに対応するとともに、表示言語を日本語、英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語とすること。「ＣＯＬＵＭＮ」ページについては、新たな記事の投稿を複数回行うこと。
4. ホームページの保守、運用のほか、ＣＭＳ操作等にかかる支援を行うこと。
5. ホームページは２０２３年（令和５年）２月末を目途に全ての公開を行うこととするが、完成したものについては２０２３年（令和５年）２月末を待たず、随時公開すること。

**（３）作家、商品を紹介する動画・スチール写真の作成**

1. 作家とその商品の紹介を主として阿寒湖アイヌコタンブランドの認知度や関心が向上するよう工夫をした上で、２名の作家ごとに２分程度の動画の作成を行うこと。なお、作成する作家については事業の実施過程で釧路市、コンサルンと協議の上決定すること。
2. スチール写真は、２名の作家ごとにその商品などを撮影対象とし、ディレクター、カメラマンが厳選した写真をそれぞれ３０枚以上、データで納品すること。
3. 撮影した動画、写真データを加工する際は、実際の被写体、風景と大きくかけ離れないこと。
4. 天候不順が続いた場合などにも対応できるように対策を講じること。
5. 動画は外国人が視聴した場合にも内容が伝わるような工夫を行うこと。
6. 動画等については、２０２３年（令和５年）２月末を目途に全ての公開を行うこととするが、完成したものについて２０２３年（令和５年）２月末を待たず、随時公開すること。
7. 動画や写真を撮影する際には必要に応じて出演料等の執行管理を行うこと。

**（４）ＷＥＢ等のメディアを活用した情報発信**

1. 現プロモーション計画を踏まえ、ＷＥＢ等各種メディアを使った情報発信を実施すること。

　　　　※現プロモーション計画の内容については、事務局まで問合せること。

1. 本事業のＳＮＳアカウント（Instagram、Facebook）のフォロワーを増やし、ＳＮＳを入り口として公式ホームページの閲覧数を伸ばす取り組みを実施すること。

※ＳＮＳアカウントのフォロワー数については、目標値をあらかじめ設定すること。

**（５）新たな商品開発と販売ルートの開拓**

1. 新たな商品開発と販売ルートの開拓に向けた営業活動
   1. アイヌ工芸品の魅力や作り手の想いを理解し、アイヌ工芸の商品・作品の取り扱いに適すると思われる、北海道内及び首都圏を中心としたショップ・企業等の営業先の選定を行い、２回以上の営業活動を行うこと。
   2. アイヌ工芸品の魅力や作り手の想いを理解し、阿寒湖のアイヌ工芸作家と共同した商品開発に適すると思われる、北海道内及び首都圏を中心としたショップ・企業等の営業先の選定を行い、営業を行い、商品開発を行うこと。
   3. これまでに商品化したものなどについて磨き上げを行い、その取り扱いに適すると思われる、北海道内及び首都圏を中心としたショップ・企業等の営業先の選定を行い、営業を行い、販売に結び付けること。
   4. 上記の営業の際には、コンサルンの営業人材が自力で営業ができるようになることを目的とし、コンサルンの営業人材を極力同行させること。なお、コンサルンの営業人材に係る旅費等の経費は計上する必要は無い。
   5. 新たな商品開発を行うこと。開発にあたっては、手仕事による商品の他、比較的手ごろな価格帯で量産可能な、コンサルンのオリジナル商品の開発も行うこと。なお、その商品開発においては、阿寒湖の作家が必ずかかわること。
   6. 釧路市及びコンサルンと協議し、連携して進めること。
2. 販売ルート開拓用電子カタログの更新
   1. 販売ルート開拓を目的に作家と作品・商品を紹介するとともに、作家が創作活動を行う阿寒湖や阿寒湖アイヌコタンなどの創作の場も掲載した現電子カタログを更新すること（大がかりな更新ではなく、商品を最新のものにおきかえる等の更新）。当該電子カタログの使用方法は、タブレット等を用いたプレゼン時の使用のほか、ホームページでの公開、相手先への電子カタログのデータ提供等とする。
   2. 掲載する作家と作品・商品の選定については、釧路市及びコンサルンと協議の上決定すること。
   3. 必要に応じて、上記（３）とは別にスチール写真を撮影すること。
   4. 不足する写真データ等については、別途購入などにより対応すること。（市が所有する写真データも提供可能）
   5. 電子カタログに掲載する情報を基に、上記（２）で更新するホームページの内容を充実化させること。例えば、新規ページの立ち上げや「ＷＯＲＫＳ」のページを活用するなど。

**（６）展示会への出展や、企画展・販売会の開催**

1. 作家とその商品、阿寒湖アイヌコタンブランドをより効果的に紹介し、新たな販売ルートの開拓に繋がるような展示会への出展や、ブランド価値の向上に伴う阿寒湖温泉の観光振興に繋がるような企画展・販売会の開催を行うこと。なお、出展・開催にあたっては新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じること。
2. 出展・開催にあたっては、これまでに製作した什器及びアイヌ工芸品などの活用を検討すること。

※これまでに製作した什器及びアイヌ工芸品の内容は事務局まで問合せること。

1. アイヌ文化や工芸品などの解説に必要となるパネルやキャプション等を製作すること。製作にあたってはこれまでに製作したパネルやキャプション等の内容を踏まえること。

※これまでに製作したパネルやキャプションの内容については、事務局まで問合せること。

1. 展示物、什器等の送料や保険料を必ず計上すること。
2. 出展・開催する際は、アイヌ文化の魅力をより効果的に伝えられるよう、これまでに動画の撮影等を行った作家のほか、２０２２年度（令和４年度）に撮影等を行う作家の出演を検討すること。
3. 展示会等の参加者の旅費、謝金、出演料等の執行管理をすること。
4. 天災、伝染病等、提案者の責めに帰することができない事由により、当該展示会等への出展や企画展の開催を取りやめなければならないときは、上記（４）へ振り替える等の代替策を検討すること。

**（７）プロモーション計画の更新**

（注）本項目については、積算のための仕様として記載しており、提案を求めるものではない。よって、企画提案の審査対象外とする。

1. プロモーション計画の更新にあたっては、現プロモーション計画を原則踏襲すること。ただし、新たな提案を妨げるものではない。
2. ２０２２年度（令和４年度）の取組状況を踏まえるほか、消費者ニーズの変化やＳＮＳ、雑誌媒体のトレンドを的確に捉えたうえで、情報発信や営業活動の手法等を見直し、２０２３年度（令和５年度）のプロモーション計画を２０２２年（令和４年）９月末を目途に提出すること。
3. 上記②で提出したプロモーション計画を見直す必要が生じた際は、契約の履行期間内に修正したものを提出すること。
4. プロモーション計画の提出にあたっては、コンサルンへの説明を行うこと。なお、令和６年度以降の見通しも考慮することが望ましい。
5. プロモーションの効果測定の指標を見直す場合は、年度毎に定量的な指数を用いて設定すること。

**３　契約上限額**

　　契約上限額は２３，５２９，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

**【参考】契約上限額内訳**

（１）作家、商品を紹介するホームページの更新

１，７６０，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

（２）作家、商品を紹介する動画・スチール写真の作成

２，７５０，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

（３）ＷＥＢ等のメディアを活用した情報発信

５，５００，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

（４）新たな商品開発と販売ルートの開拓

８，０３０，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

（５）展示会への出展や、企画展・販売会の開催

５，２１４，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

（６）プロモーション計画の更新

２７５，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む。）